

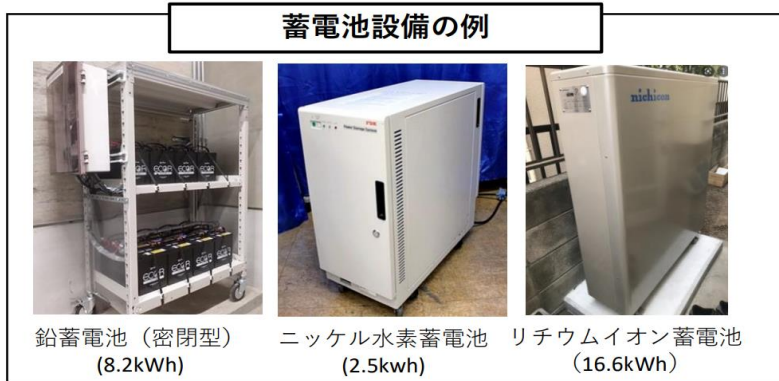
大磯町火災予防条例の一部改正について

主な改正内容

1 蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項（条例第 13 条関係）

(1) 規制する蓄電池設備の見直しについて

現行においては、4,800 アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いているが、規制の対象となる蓄電池設備を、一般的に用いられる蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとし、蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって J I S（日本産業規格）等の規格に適合する出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととしました。



改正前			
種 別	電力量	安全基準	消防への届出
区分 1	～4800Ah・セル未満	消防法対象外	不要
区分 2	4800Ah・セル～	消防法	必要

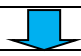


改正後			
種 別	蓄電容量	安全基準	消防への届出
区分 1	～10kWh 以下	消防法対象外	不要
区分 2	10kWh 超～20kWh 以下	消防法もしくは JIS 等の規格	
区分 3	20kWh 超～	消防法	必要

- (2) 耐酸性の床等に設けなければならない蓄電池設備の見直しについて
開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床等に設けなくてもよいこととしました。
- (3) 雨水等の浸入防止措置の見直しについて
屋外に設ける蓄電池設備について、キュービクル式（金属製の外箱構造）のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとするればよいこととしました。
- (4) 建築物からの離隔距離の見直しについて
屋外に設ける蓄電池設備について、J I S 等の規格に適合する延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定める蓄電池設備は、建築物から 3 メートル以上の離隔距離を設けなくてもよいこととしました。

- 2 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しに関する事項（条例別表第3関係）
 厨房設備の離隔距離について、大磯町火災予防条例別表第3（以下「別表第3」という。）
 に新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとしました。

固体燃料を使用する厨房設備の規制の比較

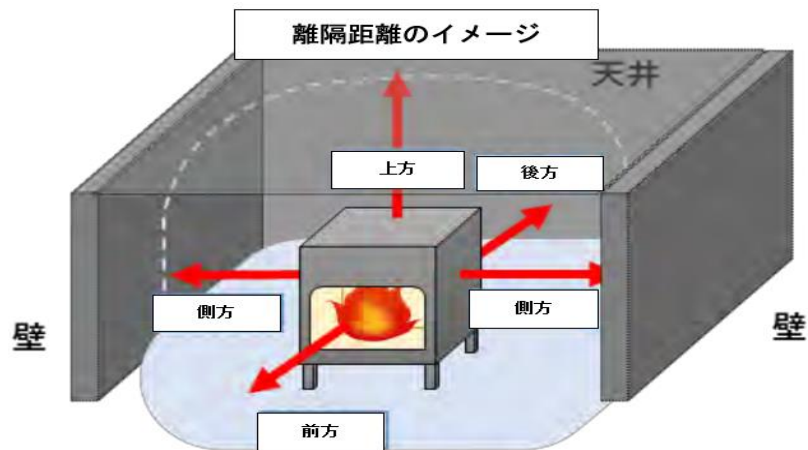
改正前の規制	別表第3の厨房設備の欄に「固体燃料を使用する厨房設備」の定めはなく、同表中の「上記に分類されないもの」を適用し規制していた。
	
改正後の規制	別表第3の厨房設備の欄に下の表のとおり「固体燃料を使用する厨房設備」を新たに追加し、規制することとした。

別表第3 抜粋 厨房設備の追加基準（太枠内）

種類		離隔距離（c m）						備考		
		入力	上方	側方	前方	後方				
省略										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21KW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21KW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭をと燃すもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭をと燃すもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
省略										

※1 「不燃以外」の欄は、火気設備等から不燃材料以外の材料による仕上げ等をした建築物等の部分、または可燃物品までの距離をいう。

※2 「不燃」の欄は、火気設備等から不燃材料で有効に仕上げ等をした建築物等の部分までの距離をいう。



施行日

令和6年1月1日から施行します。

経過措置

蓄電池設備について、改正後の条例施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているもののうち、改正後の規定に適合しないものについては、従前の例によることとします。

また、新たに改正後の規定に該当することとなる蓄電池設備のうち、改正後の条例施行の際、現に設置されているもの及び改正後の条例の施行日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、改正後の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととします。